○富田林市子ども食堂補助金交付要綱

平成29年7月28日 要綱第70号

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもの居場所づくりの推進を図るため、本市内で子ども食堂を運営する団体に対し、子ども食堂補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、富田林市補助金等交付規則(昭和52年富田林市規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 子ども 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第6条 第1項に規定する子どもをいう。
 - (2) 子ども食堂 子どもの孤食を減らすとともに、子どもが安心できる 地域の居場所づくり及び保護者への子育て支援を提供することを目的に、 子ども及び当該子どもに同伴する保護者等(以下「子ども等」という。) に対し食事の提供等を行う施設をいう。

(補助対象団体)

- 第3条 補助の対象となる団体(以下「補助対象団体」という。)は、次の各 号のいずれにも該当する法人その他の団体とする。
 - (1) 1年以上継続して子ども食堂を運営することを予定し、及びその能力を有すると認められる団体
 - (2) 本市内に主たる活動拠点を有し、地域活動、子どもの支援に資する 活動等を行う団体
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象団体の構成員に次の各号のいずれかに 該当する者が存する団体は、補助金を交付しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 富田林市暴力団排除条例(平成25年富田林市条例第30号)第2 条第3号に規定する暴力団密接関係者

(補助対象事業)

- 第4条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、子ども 食堂の運営事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 子ども等に対し調理した食事の提供を行うとともに、学習支援、相談支援その他交流の場の提供を行うこと。
 - (2) 食事の提供の実施回数は、月1回又は年間延べ12回以上とし、1回当たり1時間以上実施すること。ただし、市長が適当と認める場合は、この限りでない。
 - (3) 1回当たりおおむね10食以上の食事を子ども等に対し提供すること。
- 2 補助対象団体は、前項の補助対象事業を行うに当たり、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 子どもの特性等による限定をしないこと。
 - (2) 子ども食堂を利用する者(以下「利用者」という。) に参加登録を させること。
 - (3) 食事の提供の実施に当たっては、公共施設、民間施設等の地域の理解が得られる場所を利用し、子ども等の利便性及び安全性の確保に努めること。
 - (4) 食品衛生責任者(資格保持者又は講習受講者)を置き、食の安全及び安心に努めること。
 - (5) 子ども食堂運営中の事故等に備えて、傷害保険、生産物損害賠償保 険等に加入すること。
 - (6) 営利(利用者からの食材等の実費相当額の徴収を除く。)を目的と

しないこと。

(補助対象経費等)

- 第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金 の額は、別表第1のとおりとする。
 - 備考 設備等経費に係る補助金の交付は、1団体につき1回限りとする。 (交付の申請)
- 第6条 補助金の交付を受けようとする団体(以下「申請団体」という)は、 規則第5条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市 長に提出しなければならない。
 - (1) 事業実施計画書(様式第1号)
 - (2) 団体等概要書(様式第2号)
 - (3) 規則第5条第2号に規定する予算書及び予算書の支出の部の内訳
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類(交付の決定)
- 第7条 市長は、前条の交付の申請があったときは、事業目的、取組内容、予算の妥当性等の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、規則第6条第2項に規定する補助金等交付指令書により、申請団体に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により交付の決定を受けた申請団体(以下「補助団体」 という。)に対し、必要な条件を付すことができる。

(事業内容の変更)

- 第8条 補助団体は、やむを得ない理由により補助対象事業の内容を変更する ときは、規則第7条第1項に規定する事業計画変更承認申請書に必要な書類 を添えて、市長に提出し、承認を得なければならない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査の上、適当と認めた場合は、規則第7条第2項に規定する補助事業計画変更承認通知書により、補助団体に通知するものとする。

(事業内容の中止又は廃止)

- 第9条 補助団体は、補助対象事業を中止又は廃止するときは、事業計画中止・ 廃止承認申請書(様式第3号)を提出し、市長の承認を得なければならない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査の上、適当と認めた場合は、補助事業中止・廃止承認通知書(様式第4号)により、補助団体に通知するものとする。

(状況の報告)

第10条 市長は、必要に応じて補助対象事業の遂行状況等について、規則第 8条に規定する事業施行状況報告書の提出を補助団体に求め、必要な指示を することができる。

(実績報告書)

- 第11条 補助団体は、補助対象事業が完了したときは、速やかに規則第9条 に規定する補助金等実績報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業実績書(様式第5号)
 - (2) 規則第9条第1号に規定する補助事業等の収支決算書及び補助事業等の支出の部の内訳
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (補助金の交付)
- 第12条 市長は、前条の報告書等を受理したときは、書類の内容審査その他 必要な調査の上、適当と認めた場合は、規則第10条第1項に規定する補助 金等確定指令書により補助団体に通知し、補助金を交付するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助対象事業の性質上必要があると認めたときは、補助金の決定範囲内で一部又は全額の概算交付をすることができる。
- 3 市長は、第1項の審査により、概算交付を受けた補助金に超過額があると 認めたときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助団体が規則第11条各号のいずれかに該当し、又はこの要綱に違反したと認めるときは、補助金を交付せず若しくは減額し、又は全部若しくは一部を期限を定めて返還を命ずることができる。

(責務)

- 第14条 補助団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 個人情報の保持に努めること。
 - (2) 政治的及び宗教的活動を行うことを目的としないこと。
 - (3) 公序良俗に反する活動を行わないこと。

(書類の整備等)

第15条 補助団体は、補助対象事業に係る帳簿類及び証拠書類を整備し、当該補助対象事業完了後3年間保存するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成29年度以降に係る事業から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日 の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日 後も、なおその効力を有する。

附 則(令和7年要綱第55号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

区分 補助対象経費	補助金の額
--------------	-------

設備等経	補助対象事業を実施するに当た	 設備等経費に要した額(20万円を
費	り、整備すべき備品の購入費、施	上限とする。)
	設の改修費等	
追加設備	補助開始から5年以上経過した団	設備等経費に要した額(5万円を上
等経費	体における、整備すべき備品の購	限とする。)
	入費、施設の改修費等	
運営経費	食材費、消耗品費(日用品、学習	運営経費から補助対象事業に係る
	用品、絵本等)、ボランティア等	収入額を控除して得た額又は別表
	謝礼金、施設使用料、光熱水費、	第2に定める開催区分と提供人数
	保険料、印刷費、通信運搬費、修	区分に準じた基準額のいずれか低
	繕費、講習会受講料その他補助対	い方の額(補助金の額が予算の額を
	象事業の運営に直接必要な経費と	超える場合は、当該予算の額を上限
	して市長が必要と認めるもの	とする。)
居場所づ	調理以外の学習支援、遊び等の居	1団体につき、別表第3に定める月
くり活動	場所づくり活動に関わる経費(ボ	当たりの開催数に応じた額を運営
経費	ランティアの謝礼金、活動にかか	経費の基準額に加算
	った消耗品費等)	

備考

- 1 設備等経費及び追加設備等経費に係る補助金の交付は、1団体につき 1回限りとする。
- 2 運営経費の基準額は各開催区分に12か月を乗じた場合(基準回数) に係る上限額を示すものであり、基準回数に満たない開催回数の場合は 開催回数の実績に応じた按分により算出する(100円未満の端数があ るときは、これを切り捨てた額)。
- 3 居場所づくり活動経費については、希望する団体においてその取組内 容を審議の上、交付するものとする。

別表第2(別表第1関係)

		開催区分								
		月1回開催		月2回	月4回開催					
提供人数 10~	2	50,	000円	100,	000円	2 (0 0	, 0	0	0円
区分(1回0人										
当たりの 21~	3	75,	000円	150,	000円	3 (0 0	, 0	0	0円
平均人数) 0人										
3 1 ~	4	100,	000円	200,	000円	4 (ОО,	, O	0	0円
0人										
4 1 ~	5	125,	000円	250,	000円	5 (0 0	, 0	0	0円
0人										
5 1 ~	6	150,	000円	300,	000円	6 (0 0	, 0	0	0円
0人										
6 1 ~	7	175,	000円	350,	000円	7 (0 0	, 0	0	0円
0人										
7 1 ~	8	200,	000円	400,	000円	8 (0 0	, 0	0	0円
0人										
8 1 ~	9 :	225,	000円	450,	000円	9 (0 0	, 0	0	0円
0人										
9 1 ~	-1 :	250,	000円	500,	000円	1,	0 0	Ο,	0	0 0
人 0 0										円
1 0 1	人 :	275,	000円	550,	000円	1,	0 0	Ο,	0	0 0
以上										円

別表第3(別表第1関係)

121 TO 12 0 (121 TO 1)										
	開催数(月当たり)									
	1 回	2回	4 回							
居場所づくり活動経	2,000円	4,000円	8,000円							
費										

事業実施計画書

事業の名称		富田林市	子ども食堂運営	支援事業	
こども食堂の 名称					
事業の期間 (予定)					
事業費 (予算書)					
事業の目的					
	【事業の概要】				
事業の内容 (予定)	【食事の提供以外の	の取組】			
	【開催場所】				
	【運営体制】				
	【料金体系】				
	子ども	円	大人	円	
	【開催数(予定)】				
開催数	月	囯	4月 5月 6月 7	月 8月 9月 10月 11月	12月 1月 2月 3月
(予定)	開始月	月			
	年間 開催数	口	開催時間帯	ř	~
1回あたりの 食事提供人数 (予定)	子ども	人	大人	人 合計	人
食品衛生 責任者名 (予定)					
営業許可申請 の提出の有無					

[※]営業許可書(有する場合のみ)の写し、食品衛生責任者養成講習会修了証書の写し、調理師免 許等の写しを添付すること。

団体等概要書

団 体 名		
代表者氏名		
	連絡者	
	住 所	
連絡先	電話	
	FAX	
	E-mail	
構成員数 (会員数)		
団体の目的		
主な活動		
備考		

※会則、規約等及び会員名簿を添付すること。

年 月 日

富田林市長 様

申請者 住所 氏名又は名称

事業計画中止·廃止承認申請書

下記の補助金について、事業計画を次のとおり中止又は廃止したいので、富田林市子ども食堂補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

(単位:円)

補 助 年 度						
補助金の名称						
事業の名称						
交 付 決 定	年	月	日	第	号	
中止又は廃止の理由						
中止又は廃止の内容						

第 号 年 月 日

様

富田林市長

事業計画中止 · 廃止承認通知書

年 月 日付けで中止・廃止承認申請のありました事業計画について、富田林市子ども食堂補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、次のとおり承認しましたので通知します。

(単位:円)

					\ I I-	, ,,
補 助 年 度						
補助金の名称						
事業の名称						
交 付 決 定	年	月	日	第	号	
中止又は廃止後 補 助 金 額		円	(中止・	廃止前		円)
中止又は廃止の内容						
指示事項等						

事業実績書

事業の名称	富田林市子ども食堂運営支援事業									
こども食堂の 名称										
開設の期間										
	【事業の概要】									
事業の内容	【食事の提供以外	の取組実績】								
	【開催場所】									
	【運営体制】									
	【料金体系】									
	子ども	円	大人	円						
	【開催数】									
	月	□	4月 5月 6月 7月	月 8月 9月 10月 11月	12月 1月 2月	3月				
開催数	開始月	月								
	年間 開催数	田	開催時間帯	~						
年間開催数の 合計 食事提供人数	子ども	人	大人	人 合計	,	人				
事業実施による 効果										
備考										

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第9条関係)

様式第4号(第9条関係)

様式第5号(第11条関係)